

令和6年度 千曲市サテライトオフィス進出支援金について

1 交付対象者	次の全てを満たす方が対象となります。 (1) 本社が県外にあること。 (2) 市内に支社、営業所、工場その他これらに類するものを設置していないこと。 (3) 特定施設を専ら自らの事業に係る業務を行うために利用すること。 (4) 交付申請の日から5年以上、特定施設を継続して利用することができること。 (5) 特定施設に常勤する者が1名以上いること。 (6) 市税等に滞納がないこと。 (7) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員に該当しないこと。 (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者に該当しないこと。 (10) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当しないこと。 (11) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しないこと。
2 支援金額	1企業又は1団体につき、75万円（1回限りの交付）
3 必要書類	千曲市サテライトオフィス進出支援金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて提出してください。 (1) 誓約書（様式第2号） (2) サテライトオフィス利用計画書（様式第3号） (3) 法人の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し (4) サテライトオフィスの利用契約が確認できる書類の写し (5) 市税等納付状況確認同意書（様式第4号） (6) 会社概要書（会社の沿革、組織がわかる書類） (7) 雇用の状況がわかる書類 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
4 実績報告	支援金の交付を受けた企業等は、支援金の交付決定の日の属する会計年度の翌年度から5年度分のサテライトオフィスの利用状況について、千曲市サテライトオフィス等進出支援金実績報告書（様式第7号）により、各会計年度の3月31日までに提出してください。
5 その他	・内閣府「デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）」を活用しており、令和6年度のみ対象となります。 ・申請前に下記まで事前相談をお願いします。

<問合せ・提出先>

千曲市経済部産業振興課 企業立地推進係 担当：富永

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地

電話：026-273-1111（内線3302） FAX：026-273-1921

Mail：ritti@city.chikuma.g.jp